抽選参加注意事項

１　次の各号のいずれかに該当する者は、保留地の処分に係る抽選に参加することができない。

（１）抽選に係る保留地の売買契約を締結する能力を有しない者

（２）破産者で復権を得ない者

（３）結城市暴力団排除条例（平成２４年結城市条例第３号）第２条第１号から第３号ま

でに規定する暴力団関係者

（４）市税等を滞納している者

（５）条件保留地又は地先保留地を取得している者であって、その売買代金を滞納してい

るもの

（６）他人の抽選参加又は契約の締結を妨害した者

（７）買受者としての通知を受け、契約を締結しなかった者

（８）正当な理由が無く、抽選に従事している職員の指示に従わなかった者

（９）その他抽選について不都合の行為があった者

２　申込みは、同一世帯（同一法人）につき１画地とする。

３　抽選は公告による場所及び日時において、申込者の立会いのうえ行う。申込者又は申込者から委任を受けた者（以下「代理人」という。）による立会いがないときも抽選を行う。この場合、立会いがないことを理由として異議を申し立てることはできない。

４　代理人に抽選の立会いを委任する場合は、あらかじめ委任状を提出すること。

５　土地売買契約を締結した日から６０日以内に売買代金を全額納付すること。

６　次の各号のいずれかに該当する場合は、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）

第１０７条第２項の規定による換地処分に伴う登記が完了する以前に当該保留地に係る

権利を第三者に譲渡することができない。

（１）当該保留地の売買代金に未納がある場合

（２）当該保留地に第三者の権利設定がされている場合

７　郵送による申込みは受け付けない。